

システナ健保だより

2023.10
No.118



暮らしに身近な 健康保険



交通事故の治療に健康保険を使ったけど、
健保組合に連絡する必要はある？

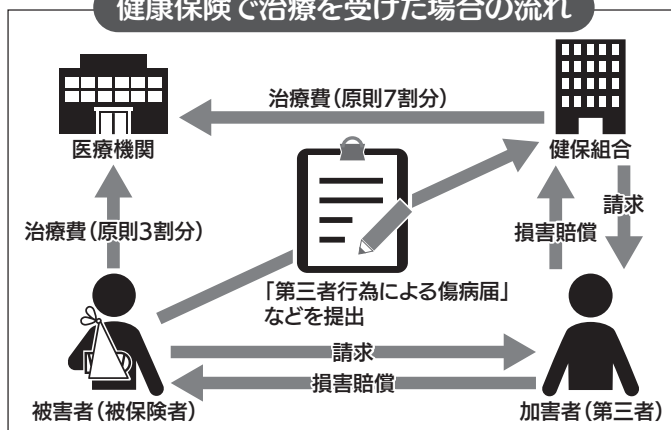
すみやかに健保組合に連絡のうえ、
届出書類の提出が必要です



交通事故など他人（第三者）の行為によるけがや病気などの治療に、健康保険を使うことができます。しかし、健保組合は本来加害者が支払うべき治療費を、一時的に立て替えているだけです。健保組合が加害者に治療費を請求しますので、必ずすみやかに健保組合に連絡してください。後日、「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

※通勤中や工作中的のけがの場合は、労災保険の対象になりますので、健康保険は使えません。

健康保険で治療を受けた場合の流れ



交通事故にあってしまったら

① けがの有無を確認

まず落ち着いて、安全を確保してから状況を確認しましょう。

② 加害者を確認

運転免許証・車検証・車のナンバーなどを確認します。

③ 警察へ連絡

どんな小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう。

④ 医療機関を受診

一見、無傷でも、後遺症が現れることもあるため、受診しましょう。

⑤ 健保組合に連絡

治療に健康保険を使った場合は、健保組合への連絡が必要です。

こんな場合も
健康保険で治療を受けたり
健保組合へ連絡を

- 自転車同士の事故でけがをした
- 他人のペットに噛まれてけがをした
- 外食や購入した食品で食中毒をおこした
- 不当な暴力や傷害行為を受けてけがをした
- ゴルフやスキーなど他人の行為によりけがをした
- 工事現場やスーパーなどの建物の設備の不具合でけがをした

示談は慎重に

加害者と示談が成立すると、健保組合は加害者へ治療費を請求できなくなることがあります。健康保険を使って治療した場合は、**示談をする前に必ず健保組合にご相談ください**。また、健康保険を使わない場合でも、不当に安い金額を提示されたり、後日、後遺症が現れたりする可能性もあるため、示談は慎重に行いましょう。